

安倍首相靖国参拝違憲訴訟の会・関西

発行日：2017年3月30日

# アジアネットワーク通信

ころさない ころされない ころさせない 【第16号】

責務を放棄し、しかも居直り！！

裁判官として恥ずかしくないのか！

## 不当判決！



居直り・スカスカ判決！

「憲法」でめしを食ってるのに「憲法」無視とは何事か



再再度問う！日本の司法は生きているのか？

3月10日277名、ただちに最高裁判所に上告

上告！



# 審判 不当判決 報告

文責：事務局 高橋靖

【逃げ足も速く・

責任放棄判決】

去る二月二十八日（火）、大阪高裁にて第二審の判決が出ました。

開廷前にマスクミによる裁判所の外で入廷シーン、また、法廷内で静止画像の撮影がありました。

そして、いよいよ判決の言い渡し。松田裁判長は「主文。本件各控訴をいづれも棄却する。控訴費用は控訴人らの負担とする」と主文のみを読み上げるや、要旨も何も言わずに他の二名の裁判官とともにそそくさと引き上げようとしています。法廷内には「理由を言え！」「税金どろぼう！」「・・・と怒号が飛び交いましたが、裁判官たちは別にわるびれたようすもなく、さつさと引つ込んでしまいました。

われわれ事務局は、その時点では判決文の詳しい中身はわかりませんでした。良い内容は全く期待できそうもなかった。すぐに裁判所の外で待ち受けるマスクミの前に「不

当判決」の垂れ幕を出しに行きました。そして、われわれ原告団はマスクミの前で「安倍首相の靖国参拝は違憲だ！」「裁判所は憲法判断から逃げるな！」「・・・等のシュプレヒコールをあげ抗議行動を行いました。

判決後、判決文を読んだ原告・弁護団による記者会見が行われ、弁護団からはまず、代表の中島弁護士が「権利侵害がないので憲法判断の必要なしとした。裁判所としてやるべきことをやっていない。ここまであからさまに憲法判断をする必要がないと言った判決もめずらしく、きわめて不当な判決だ」と、又、加島弁護士からも「ここまでではつきり憲法判断を回避するのは少数派。第一回目の弁論から結審のそぶりを見せていたのは、最初から憲法判断をしないことを決めていたのだろう。こういう判断を臆面もなくしたことは驚きの他ない」と述べました。また、原告（控訴人）から、小泉首相靖国参拝違憲訴訟の際、福岡地裁で違憲判決を勝ち取った木村真昭さんは「裁判所は憲法でメシを食わせてもらっているのに、その仕事を放棄している」と怒りをあらわにし、遺族原告の松岡勲さんは「私は父親が戦死した。だから安倍首相の靖国参拝の模様を見て背筋がゾツとした。安倍首相の靖国参拝を止めないと再び私のような

親を戦争で亡くして淋しい思いをする子供をつくることになる」と語りました。さらに、教育者の立場から山田肇さんは「安倍首相が靖国参拝することにより再び「英霊サイクル」をつくることになる。今日の判決は教育勅語の世の中をくりかえすことにつながり、子供の平和的生存権を脅かすものだ」と批判しました。

【判決抗議集会報告】

判決日当日の夜、天満橋のエル大阪にて判決報告の集会が開かれました。

弁護団から大川弁護士が、今回の判決の要点は、地裁判決から三つ変更と二つの追加の五点だと述べました。

まず、変更した箇所は、①内閣総理大臣の地位にあるものの参拝の影響力について一定は認めていた部分をカット、②「最高裁平成一八年判決と同様に、・・・」の部分のカットし、最高裁の判例と一致しているかないないかということを書くのはやめて、上告理由書に余計なことを書かれるのを避けたのではないかと、③われわれが批判した「裁判所が、ある事件に関し、公務員の特定の職務執行行為が違憲であると判断しても、その後の社会情勢の変化や国民の権利意識

の変化等によって裁判所の判断が変わることもあり得る・・・」の部分のカットし、もつとさらりとした表現に変えた。一方、追加したのが④今回われわれが最も力を入れて主張した平和的生存権について、「・・・しかし、控訴人らが限定的に定義した平和的生存権についても、その権利の内容は明確でなく、およそ不法行為による損害賠償請求や差止請求の根拠となるような具体的な権利ということではできない」と何の理由も言わずに結論のみを述べ、また、⑤憲法判断をしなかった理由についてわざわざなお書きとして、「控訴人の権利は法的保護されるべき利益が認められない以上、判断する必要がなく、我が国の裁判所による憲法適合性の判断は、具体的事件を前提とし、その結論を出すにあたって必要な場合にかつ、その限度で行われるものである・・・」と書き加えた。

大川弁護士は、以上がカットした所、追加したところだが、全体として上告されたときに備え一審判決の表現を無難な表現にしたのだろうという分析しました。そして、この判決を最高裁でどのように良い判決に変えることができるか、みなさんと知恵を合わせ考え、この国をまともな国にしてゆきたいと語りました。定岡弁護士は、「憲法違反があつて

もやっつもん勝ちというところでもない判決」、吉田弁護士は「憲法判断回避のルールは絶対的なものではないのにわざわざ傍論で触れている。今回は政教分離と平和的生存権が不可分であることを主張したのに一切ふれていないと批判しました。

また、この日、わざわざ東京から来られた東京訴訟団の井堀弁護士は、「よく、国や靖国応援団が、違憲判断をした判決に対し「蛇足判決」という言い方をするが、わざわざこの末尾の「憲法判断する必要がない」の部分こそ「蛇足」だとし、この判決は生かしようもなく怒りに替えるしかないと批判しました。

つづいて原告（控訴人）では、菅原龍憲さん、西山誠一さん、古川佳子さん、木村真昭さんらの発言がありました。（以下、発言全文掲載）

最後に原告団事務局長の菱木政晴さんが抗議声明を読み上げました。（6ページに掲載）

### 【三月十日・上告しました】

われわれ訴訟団は今後、渾身の力をふりしぼり上告理由書を書き上げ、最高裁に司法の責務を果たすよう迫ってゆきます。今後ともみなさんの結集とご支援をよろしく願います。

## 判決後集会 原告からの 発言です



### ◆「私たちは靖国の遺族ではない宣言・いのちの名のり」

原告 菅原龍憲（島根県）

一九八六年、中曽根首相靖国参拜違憲訴訟の中で、私は原告ではなかったが、遺族であり宗教者ということで証人として法廷で証言をしたことがあります。その時の担当者が大川弁護士で三〇年来のつきあいです。

本当に靖国訴訟というのは、三〇年近くやってきてほとんど負け続けてきた訴訟です。負けて続けてきたからこそ、こうして持続できているということがあると思います。

私は、「僧侶なのにどうして訴訟をするか」とよく言われるのですが、そうではなくて、「僧侶だから訴訟

をする」のだと実感しています。靖国訴訟の中で本当にいろいろなことが見えてきた。権力の本当に深い構造、そういうものも見続けてきた。

そのことは私自身にとって、とても大きなことでした。一九八六年に私は真宗遺族会という会を立ち上げました。それは、「私たちは靖国の遺族ではない」という宣言だったのです。ある先輩が「これはいのちの名のりだ」と言われました。ここ三〇年、「私は靖国の遺族ではない。この名のりはいのちの名のりだ」ということを実感しています。このような訴訟というのは勝ってしまうとなかなか持続できないと思うのです（笑）。負け続けて、私なりに深い意味を感じています。今日の判決については、特に何の感想もありません。

### ◆「私にとつての靖国問題とは何か」

原告 西山誠一（石川県）

今、菅原さんが「靖国の遺族ではない」と言われました。菅原さんは浄土真宗本願寺派・西本願寺の方の「真宗遺族会」。僕は、真宗大谷派・東本願寺に属しておりまして、西

うことで、会員はまだ僕一人なのですが、東本願寺の方で真宗遺族会をしています。東本願寺の方で、それでも毎年一〇人ほど集まりますが、その中で遺族というのは僕一人なのです。その中の仲間が「真宗遺族会に入ったのなら、日本遺族会を脱退してしまえ」と言われたのです。

僕には、それができないのです。もちろん東京の日本遺族会は脱退できません。けれども、僕の村は五〇戸の村で一〇戸が遺族になっております。東京の日本遺族会は脱退できませんが、村の遺族会はちよつと脱退しにくい。

このように裁判に来てしまうと、その村の人たちと争っているような感じもします。未だに村の人は『遺族会通信』いうのを取っておりませんけれども、私は日本遺族会からわざわざ『遺族会通信』を毎月一回もらっております。記事をみますと、日本遺族会は安倍総理に対して、「公式参拝をしてください」という要望書を提出しております。そんな日本遺族会

を抜ければいいと思いつつも、やはり、この村の人となかなか面と向かつて「間違っている」ということを言えない。地区で毎年一回、戦没者追悼法

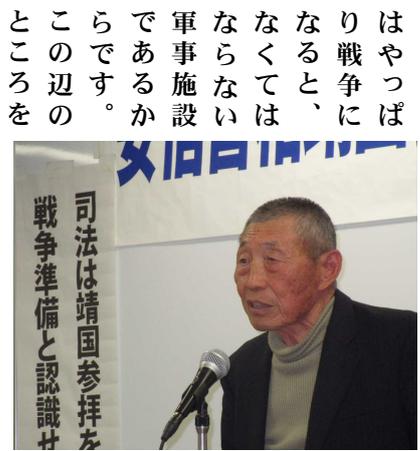
要というのがあります。それで住職さんが法話をされる時に靖国の話をちよつと出すと、「そんなことやめてしまえ。こんなところですか」と

いうヤジが飛ぶ。私らの地区はそういう地区です。裁判にはだいたい毎回通っておりますが、そういう村の人たちと、どう向き合っていくか、ということが私の課題としてあります。

裁判の事になると、弁護士さん任せです。憲法のどこに違反しているか、というようなことはわかりません。この裁判が靖国神社への安倍首相の参拜の違憲を問う裁判ですが、僕にとつての靖国神社問題とはなにか。私の父親も祀られていることはいるので

こんなことは皆さまはとくにお解りだと思っておりますが、靖国神社は一応、東京都に申請をして宗教法人となっておりまして。宗教という、神道や仏教、他にもたくさんあります。しかし、宗教法人靖国神社になっておりますけれども、これを中国や韓国に持つて行って、靖国信仰を宣伝してもまったく通用しないと思うのです。日本だけの一人よがりの宗教である。

僕の先生が「靖国神社は、宗教法人にはいけない宗教法人だ」と言われたことがあります。そんなことを、今どう訴えればいいのかかわかりません。皆さまもとくにご存知だと思いますが、安倍総理がどうして靖国神社にお参りをするか。それ



はやっぱり戦争になる、なくてはならない軍事施設であるからです。この辺のところを僕は問題にしています。私は東本願寺に属していますので、地元の教務所で靖国問題学習会という会を月に一回開いて、靖国の問題点を考えております。

ドイツのヴァイツゼッカー大統領は、「過去の過ちは、決して永遠に忘れてはいけない」とおっしゃいました。安倍総理はまるきり反対で「いつまでもこんな事を若い人に言い残したくない」と、あつたことも無かつたことにするような発言をしています。ドイツの日本のこの違いは、一体なんだろうかなあと。これはやはり、日本の神社神道と天皇制ではないかと思えます。話は少し飛びますが、『反天皇制市民一七〇〇』の雑誌の中に加島弁護士の本が書かれた、インドのガンジーの事を紹介されております。私は平和問題では、インドのガンジーを一番尊敬しております。

◆「靖国とは何か。今の若いお母さんたちに知ってほしい」  
原告 古川佳子（大阪）

『反天市民一七〇〇』という冊子についての話になりますが、今度の号の中に米田佐代子さんの文章が掲載されています。この方は、東京の靖国訴訟の原告です。そして今は「平塚らいてうの家」（東京文京区）の館長です。この佐代子さんのお母さんは米田ひささんという方で、その人が今から三〇年ほど前に出たのを私は読んでいます。何を書いていられるかというと、一六歳の息子が海軍の予科練に志願するというのを、お母さんが許したのです。戦闘で死んだのではなくて、アメリカの爆撃で飛行場で死んでいるのです。一六歳で死んだ我が子へという内容で、『雲よ還れ』（新樹社・一九八六年）という本を書いておられます。その人の娘さんが私の文章の前に書いておられます。私は、大概自分の部分だけをコピーして知っている人に渡すのですが、今号は米田佐代子さんの分と加島さんの分とコピーしています。私の分だけコピーするのが嫌になつてきています。皆さんに本を買ってもらいたいと思います。（笑）

米田ひささんが、「自分の子どもを

戦争になんかに行つてもらいたくない」と思つていても、その時代は学校でも子どもたちに少年兵として志願をさせるわけです。その息子さんも一六歳になった時に、「国のために戦争に行きたい」と言った。海軍だったらそんなに戦場にすることもないだろうと、海軍の予科練に志願したのです。ところがたつた一六歳で戦死して靖国神社に祀られている。米田ひささんには四人の子どもさんがいた。亡くなったのは次男さんです。後の人たちは、本当の苦勞の中で全員大学を出して、一人ひとりが立派に今の日本の戦争へ向かつていく状況の中で闘っている人たちです。そのお一人が米田佐代子さんです。私は東京靖国訴訟の支援者でもありますから、ニュースで報告が届くのです。米田佐代子さんが法廷で証言されたと記事に掲載されました。

今の若いお母さんたちは、私たちが受けたような天皇制教育はさすがにしないけれども、日の丸・君が代というものを押し付けられて、多くの教師たちが困つて苦しんでいますよね。そういう時代に、米田ひささんが、たつた一言「行つてもいいよ」と許してしまつたがために、息子を殺してしまつた。その悔しさ。それを娘さんの佐代子さんが受け継いで、今、ちゃんと闘いをやっている。そういう

ことを今の若いお母さんたちを知ってほしい。「うっかりしていたら、国のために殺されてしまうよ」と。そういうことが今、目の前に迫っているのに、戦争の話と靖国の話とが繋がらない。

私はどこにいても、美容院へいっても、髪をやってもらいながら、靖国の話をするのです。「私は二人の兄が戦死してしましてね」ということから始めるのです。靖国神社の裁判をしているから、傍聴に行くから髪をきれいにしてもらわなアカンから来ました、とかね（笑）。そんなふうにして話をします。そうしたらちゃんとして聞いてくれる人もいます。「戦死したら靖国神社に祀られるのですね。靖国神社ってそんな悪いところですか？」というふうな問いかけがあったりしてね。病院で診てもらっている時も「先生、もうすぐ靖国裁判の判決がありますねん」、「はあ？」（笑）そんなふうには、どこへでも行って「靖国、靖国」と言います。「靖国とはなにか」ところか」とか「靖国とはなにか」ということが、それが一番難しいのですね。「靖国とはなにか」ということが。そこを若い人たちに知って



もらいたい。日の丸・君が代に反対する先生方の後ろに、自分も一緒に闘いたいという親が、どうしても出てこないのか。子どもを人質にとられていてというけれども、でも、将来に子どもたちが国のためにどのようになるかを考えたら、やっぱり今先生方と一緒に闘いたいという気持ちにならないのかなあと、よく思います。

『反天市民一七〇〇』には、竹内浩三（詩人・戦死）のことをずっと書きました。ここに書くことになったのは、井上二郎弁護士のとて面白いです。反天皇制の自伝の連載が終わって「古川さん、次に書いてね」と言われた。「そんなん書けない」といったら「自分史みたいなのあるでしょ」と言われ、「自分史、書きたいけど私はよう書かない」と言っていたら「たぐさんのいい人に出逢った、そのことを書きたいと普段は思っているのよ」と。そうしたら、「それぞれ！」と言われ、「書いて書きたら終わらせます。もう、あと一人書いたら終わらせてもらおうと思っています。」

#### ◆「新たな闘いの再構築を」

原告 木村真昭（福岡県）

判決の解説を聞けば聞くほど腹が

たつてきます。最低の判決です。

僕ら浄土真宗本願寺派、真宗大谷派の僧侶は、自らの教団の戦争責任をずっと問うてきて、その流れでこの靖国訴訟に取り組んでいます。つまり、仏教者として、親鸞聖人の弟子として、きつちりと生きていく中で裁判をやっている。この問題を問い続けていることが、僧侶を生きていることなのだ。そういうことを記者会見で語りました。このように冷静には言いません。「お前ら、憲法秩序で喰わせてもらっておるなら、憲法をしつかり実質化せんかい」とこういうことを言いました。よく考えたらそうでしょう。裁判官は憲法業界で生きている人たちですよ。それでしつかりと喰いながら、世間より多くの給料をもらって、一番大切なことを放棄している。そのようなことは、いろいろなところで言えるのではないか。それほど、この国、この社会は崩壊しかけています。そういうことを深いところから、建て直しをしなければならぬところまで来ている。戦後七〇年ですが、ただ七〇年が過ぎただけではないか。みんな戦争体験をしたけれども、ほとんど被害体験しか語らない。加害責任を明確に語る人は少ないですね。一人ひとりが人格として、人間として自己形成をしていない。だから足元からすくわれて、天皇制

にスポイルされていくのです。個として成立してない、というところが深い問題だと思えます。一人ひとりが本当の意味で出会えない。



靖国訴訟は、中曽根、小泉、安倍と取り組んできたのですが、本当に言葉にならないほどズブズブだと思えます。私たちの訴訟は前回の地裁の判決の後、田中伸尚さんが「希望」だと。「あなたたちがやってきたから、ここまで構築できたんだ」と話をしてくださった。それもふまえて、憲法二〇条の実質化を期した闘いだっただけですが、なかなか届かないなあという焦りとか断念があります。今年の七月に「政教分離訴訟全国交流集会」を福岡で開催いたします。ぜひおいでください。安倍政治を支持する人々の心証まで射程に入れた新たな闘いをどのように再構築するべきか、訴訟の情報交換と総括を越えた新たな領域を模索しなければなりません。このような課題を共有して、ぜひ福岡の地に集いましょう。お待ちしております。

## 抗議声明

本日（2017年2月28日）、大阪高裁は安倍首相靖国参拝違憲訴訟において、不当な控訴棄却判決を下した。

そもそも本件参拝は、憲法第20条に明確に禁止されている国家機関(内閣総理大臣)による宗教活動であることは明らかであり、違法な参拝を受け入れた靖国神社は戦没者を英霊と意味づけることによって国民に対して英霊につづいて国と天皇のために命をささげることがを促す戦争準備施設である。したがって、本件参拝は原告（控訴人）らの内心の自由形成の権利・回顧祭祀に関する自己決定権などを侵害するのみならず、平和的生存権を犯していることも明らかである。本件参拝は、けっして「人が神社に参拝する行為」一般に解消できるものではない。

判決は、たとえ控訴人らが被っている明確な人権侵害を認める勇気を持たなかったとしても、違憲・違法な参拝が繰り返される現状に対して、憲法判断を示してこれをとどめるという裁判所が果たすべき基本的責務さえをも放棄するものであり、われわれは到底これを容認することはできない。また、われわれは、安倍政権が本件参拝を戦争準備として行ったことを原審・控訴審を通して数々の証拠を示して証明してきた。しかるに、判決は、こうした安倍参拝の本質を全く見逃している。

かつて愛媛玉ぐし料訴訟最高裁判決に際して尾崎行信裁判官が「今日の滴る細流がたちまち荒れ狂う激流となる」という警句を以て違憲行為の早目の阻止を示したことや、小泉靖国参拝違憲訴訟福岡地裁判決において亀川清長裁判官が、違憲性の判断回避は行政の違憲行為を放置することになるからとして「当裁判所は、本件参拝の違憲性を判断することを自らの責務と考え」としたような憲法擁護の責務を果たす気概は現在の司法には存在しないのだろうか。われわれは、こうした司法の現状に怒りを超えて悲しみさえ覚える。

われわれは、この判決を到底容認することはできない。これに対して、強く抗議するとともに、戦争を志向し人権を侵害する行為を見逃さない司法が確立し、今後、閣僚らの靖国参拝が永遠にとどめられるまで、闘いをやめないことを宣言する。

2017年2月28日  
安倍靖国参拝違憲訴訟の会・関西

上告しました！

三月一日、二七七名の上告人で最高裁判所に上告しました。詳細は以下の通りです。

今後は①50日以内に上告理由書を提出 ②最高裁での弁論通知がない限り ③判決の送達をもって終結です。

★弁論通知があるときは原判決に変更がある場合が多い。

第五四九号参拝差止等請求控訴事件について、上告受理の申立てをする

### 原判決の表示

#### 主文

- 1, 本件各控訴をいづれも棄却する
- 2, 控訴費用は控訴人らの負担とする

#### 上告の趣旨

原判決を全部破棄し、さらに相当の裁判を求める

#### 上告受理申立の趣旨

- 1, 本件上告を受理する。
- 2, 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

#### 上告及び上告受理申立の理由

おって、上告及び上告受理申立の理由書を各提出する。

三月一四日一〇時半森友学園問題での初裁判ということで、大阪地裁は多くの市民やマスコミでつた返した。この裁判は、昨年九月に地元豊中の木村市議が「瑞穂の國記念小學院」開校のための国有地売却を不信に思つて売買契約書の開示請求をしたところ、近畿財務局が金額等不開示にしたことに対してその処分を求めたものである。この提訴が朝日新聞に大きくとりあげられ、一挙に「森友学園疑惑」が広がった。急きよ大法廷に変更され傍聴の抽選も。

驚くことに国は不開示は正当だと争う姿勢を取っているのだ。木村市議は陳述の中で、国会議員に対してはすでに開示されているのに、正規の手続きを踏んで開示請求したにもかかわらず開示しない国の対応は「甚だ不愉快であり、実に無礼な態度」と指弾し、不開示の理由について、国は「学校法人側が求めたから」といい、学園側は国から「不開示に出来るかどうかと尋ねられたため」と双方の説明が相反、不開示の経過について明らかにするよう求めた。その後法廷で裁判所から国側に、争うのかどうか、またその不開示の理由を争点にすることの確認、現在出回っている契約書と不開示とした契約書が同一かどうかの回答、法人から不開示の意向があったとすれば誰から誰に話があったのかの事実関係の回答を求めた。裁判官が「売買契約書がいつばいあるのですか？」という問いかけには傍聴席からは思わず笑いが。次回裁判は四月二七日一六時。

この森友疑惑は安倍政権にボデーブローだ。政治の関与がなければこんな国有地の売買はありえない。稲田防衛大臣は夫婦で学園の代理人をやっていた事実もわかつている。籠池前理事長は「昵懇」といい、稲田大臣は「二〇年前から会っていない」といい一事が万事疑惑だらけだ。そして今また新たな第二の森友事件も浮上してきた。加計学園が経営する愛媛県今治の岡山理科大獣医学部新設へ三六億

### 事務局よりのお知らせ

◆一審、二審とも歴史に残る最悪の判決でした。司法こそこの憲法をないがしろにしつづけるこの国の流れに怒らねばならないのではないかと！そう思いながら、渾身の力を込めての上告準備です。

この裁判、今後の流れは6ページの最下部に記載の通りです。現在弁護団と共に4月末提出予定の「上告理由書」の作成作業に入っています。この書面提出後は最高裁判所の判断を「待つ」事になります。

◆上告人、277名で確定です。この通信の封筒ラベル名前の前「○」印が上告人です。お確かめ下さい。委任状提出もれ、提出遅れだった方、支援者の皆さん、最後まで共に闘っていきましょう！さて、今後はこの裁判を通していっそう深く感じた「靖国思想」と言う難題に挑み続けることを模索していかねばなりません。生き続ける「靖国思想」は「戦争」を引き寄せるからです。今後どのような取り組みが必要か、可能か。共に考えていきたいと思えます。さしあたり関連学習会の準備を始める予定です。今後の当会の呼びかけにご注目下さい。

### ご案内 第30回政教分離訴訟全国集会 IN 福岡

今年も各地が集い訴訟の情報交換、総括そして新たな領域を共に模索していきます

日時：2017年7月28日～29日 会場：本願寺福岡教堂礼拝堂

(詳細は担当事務局にお問い合わせください 090-3329-2674 木村)

担当：安倍首相靖国参拝違憲訴訟・関西 九州山口原告団

円の土地無償譲渡問題だ。近々森友学園について市民が刑事告発する予定だ。大阪府も小学校の設置認可申請の虚偽に対し告発を検討というが、認可に至った経過も明らかにされなければならぬ。籠池理事長の退陣で幕引き

は許されない。教育勅語を暗唱させ児童虐待ともいえる保育で問題になっている塚本幼稚園も含め、教育や行政のあり方、政治の関与も含めなんとしても疑惑の解明が求められる。

今年も抗議と要請に、靖国神社訪問へ！  
第六回合祀取り消し要求靖国行動への呼びかけ

第6回(2017年)靖国行動(予定)

10月10日(火)

- 10時15分 靖国神社大鳥居前集合  
10時30分 「合祀取り消し要求書」を靖国神社に提出  
11時～ 合祀イヤです訴訟原告他で靖国神社と面談(人数制限あり)  
13時～ 報告集会(在日韓国YMCA予定) 2時間程度  
(詳細はアジアネットワーク事務局までお問い合わせ下さい。TEL 06-7777-4935)

戦争賛美の靖国神社に「合祀はイヤだ！」の意思表示を！

私たち「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」は、年に一度は靖国神社に赴き、「合祀はイヤだ！」という思いを、直接、靖国神社にぶつけて行こうと「合祀取り消し要求靖国行動」を行っています。

靖国神社は、戦没者を「天皇に忠義を尽くし、進んで命を捧げた英霊」と意味づけし、神として祀る宗教施設です。多くの遺族は戦没者がこのような不当な意味づけをされ、しかも流布されていることに大きな屈辱と怒りを感じています。しかし、もし合祀されている戦没者の遺族が声をあげず放置すれば、それを認め、納得しているとされかねません。

私たちは再び死者を、「国のための死」と意味づけし、「英霊」とすることを何としても許してはならないと思います。

安倍政権がかつての侵略戦争になんの反省もなく、「強い国」「戦争のする国」にするとし、改憲発言を強めている今、私たち遺族の「合祀はイヤだ！」の意思表示は、安倍政権の戦争準備を拒否し、靖国神社への「新たな合祀者」を阻止し、靖国神社と靖国思想を解体する持続した力になると考えています。

2017年も秋には第6回目の合祀取り消し要求靖国行動を行います。ぜひチャレンジを！

- ①靖国行動に参加し、直接、靖国神社に「要求書」を渡したいと思う遺族は当日「要求書」を持参してください。コピー1部をアジアネットワーク保存用に準備してください。
- ②靖国行動に参加できない遺族は、10月7日(土)までに「靖国合祀イヤですアジアネットワーク」に郵送またはFAXで送ってください。靖国行動の際に責任をもって靖国神社に届けます。

◆遺族とは

遺族年金・公務扶助料を受給している人だけが遺族ではありません。靖国神社合祀と遺族年金は関係ありません。合祀されている戦没者の親、兄弟姉妹、子ども、孫、甥、姪、いとこなどすべてが遺族です。

◆もし、合祀されているかどうか不明の場合、合祀の有無の確認方法

靖国神社に電話(03-3261-8326)して、戦没者との関係と名前を告げたいうえで、戦没者の名前、本籍、(わかれば生年月日、戦死年月日)を伝えると調査課につなぎ、その場で合祀年月日を知らせてくれます。

◆費用

「合祀取り消し要求書」提出に費用は一切不要です。



2017年 月 日

宗教法人靖国神社 様

住 所 \_\_\_\_\_

名 前 \_\_\_\_\_

### 合祀取り消し要求書

私の \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_ を霊爾簿から削除してください。  
(戦没者との関係) (戦没者の名前)

戦没者の名前	
戦没者の本籍あるいは都道府県名	
靖国神社への合祀日時	
合祀取り消しを求める理由	

2017年 月 日までに返答してください。なお、要求に応じられない場合はその理由を記してください。